

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成22年2月4日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	岡	田	莊	史
同	塩	入		学

措置の通知書

平成 21 年度 定期監査（前期）（21 監査第 33 号）分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 収入に関する事務について (報告書 2 ページ)</p> <p>(3) 収納金の取扱いについて整備すべきもの</p> <p>奥裾花観光センターでは、公衆電話が設置できず、携帯電話も通じない地域であることから、無線システムにより使用できる電話を設置し、利用者から料金を徴収しているが、数年間にわたり収入の処理が行われていなかった。また、電話使用料徴収の根拠となる書類や現金の収納管理体制が整備されていなかった。</p> <p>電話使用料の取扱い及び収納管理体制について整備し、収納事務を適正に行われたい。</p> <p>(観光課・鬼無里支所)</p> <p>2 支出に関する事務について (報告書 3 ページ)</p> <p>(1) 物品購入契約を適切に行うべきもの</p> <p>予定価格が 1 件 1 万円未満の物品は、一人の者から見積書を徴することで購入することができるが、購入価格が 1 万円未満になるよう同一の物品を同日に同一業者から複数回にわたって分割して購入している事例が散見された。</p> <p>物品の購入に当たっては、分割発注による一者見積り随意契約を避け、競争原理が働くよう契約事務を適切に行われたい。</p> <p>(豊野支所)</p>	<p>NTT 回線撤廃により、平成 18 年度から現在の体系で電話料を徴収しているが初年度は、歳入先を確認することなく施設使用料に入金をしてしまった。</p> <p>平成 19・20 年度は、入金するのを忘れてしまい、2 年度分を平成 21 年 6 月 15 日にまとめて入金し、その後は月毎に入金処理をするよう改善した。</p> <p>また電話料徴収の根拠は、下記のとおりである。</p> <p><電話使用料徴収の根拠></p> <p>① 携帯電話への通話料は 4 社平均 18.9 円/分 ② 固定電話への通話料は 60km 以上で昼間 56 円/分</p> <p>※ 遠方からの来場が多いため 60km 以上を想定</p> <p>概ね 3 分間の利用が多いことから (18.9 円×3 分+56 円×3 分) / 2 ≒ 112 円</p> <p>一般電話と同じ形式のため、通話時間によっての料金徴収ができないため 1 回 100 円と決定した。</p> <p>管理体制としては、利用者からは適正に利用料を徴収するとともに観光センターに職員不在のときは料金箱を事務室に入れ、施錠をして保管している。</p> <p>(観光課・鬼無里支所)</p> <p>物品の購入に当たっては、分割発注による一者見積り随意契約を避け、競争原理が働くよう契約規則を遵守して計画的に物品購入を行うよう、支所内会議において職員に周知した。</p> <p>(豊野支所)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 定期監査（前期）（21 監査第 33 号）分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 資金前渡による適正な事務処理を行うべきもの 会議用食糧費、公函等のコピー使用料、有料道路通行料、駐車場使用料及び研修会参加負担金について、職員が立替払いをしている事例があった。 資金前渡による適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(豊野支所)</p>	<p>支払日に余裕をもって事務処理をし、立替払いのないよう、支所内会議において職員に周知した。</p> <p>(豊野支所)</p>